

平成18年4月10日

テトラクロロ無水フタル酸の製造・輸入・出荷又は  
使用を行う事業者

テトラクロロ無水フタル酸を原料とした顔料又は染料  
の製造・輸入・出荷を行う事業者

ピグメントブルーー15を塩素化して製造される顔料  
又は染料の製造・輸入・出荷を行う事業者

各位

環境省総合環境政策局

環境保健部企画課化学物質審査室長 森下 哲

ヘキサクロロベンゼンを含有する産業廃棄物の処理について（情報提供）

今般、テトラクロロ無水フタル酸（官報公示番号 3-1423、CAS No. 117-08-8）に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）に基づく第一種特定化学物質であるヘキサクロロベンゼン（官報公示番号 3-76、CAS No. 118-74-1）が含まれていることが明らかとなったことを受け、3月17日、厚生労働省、経済産業省及び環境省（以下「3省」という。）は、第一種特定化学物質の副生にかかる対応について公表するとともに、関係事業者に対し要請・周知を行ったところです。

その中では、テトラクロロ無水フタル酸及びそれを用いて製造される顔料（ソルベントレッド135）について、「副生する特定化学物質のBAT削減レベルに関する評価委員会」において速やかに工業技術的・経済的に削減可能なレベルを設定し、「利用可能な最良の技術」（BAT: Best Available Technology）を適用する方針を明らかにするとともに、当該BAT削減レベルが設定されるまでの間の措置として、事業者自らによる自主管理上限値の設定及びヘキサクロロベンゼン低減方策の策定等に基づく対応を求めています。

また、その後新たにヘキサクロロベンゼンの含有が明らかとなった、テトラクロロ無水フタル酸を原料として製造される顔料又は染料のうちそれ以前に3省に報告されていないもの、及びピグメントブルーー15を塩素化して製造される顔料又は染料についても、必要に応じBATレベルを設定するこ

とし、それぞれ3月24日付け及び4月6日付けで、テトラクロロ無水フタル酸及びソルベントレッド135と同様、事業者による自主的な対応を求めたところです。

これを踏まえ、今後、各事業者においてヘキサクロロベンゼン低減に向けた取組が進むことが想定されますが、その過程において発生する、ヘキサクロロベンゼンを含有する廃棄物については、ヘキサクロロベンゼンによる環境汚染の進行を防止する観点から適切にその処理がなされる必要があります。

このため、ヘキサクロロベンゼンを含有する廃棄物の処理に係る基本的考え方について、有害廃棄物の適正処理を所管する当省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室に確認したところ以下のとおりですので、お知らせします。

貴社におかれては、下記を踏まえ、ヘキサクロロベンゼンの環境中への排出を防止するための適切な対応をお願いします。

#### 記

1. ヘキサクロロベンゼンを含有する廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）その他環境関係法令を遵守の上適切に処理すること。
2. 特に、顔料等の製造工程において除去されたヘキサクロロベンゼンを含む不純物や、自主管理上限値に適合せず廃棄されることとなったテトラクロロ無水フタル酸又は顔料・染料など、ヘキサクロロベンゼンを比較的高濃度で含有すると考えられる廃棄物については、その処理の過程でヘキサクロロベンゼンが十分なレベルまで分解される必要があることから、「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（下記URL参照）を参考としつつ適切に処理すること。

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/pops.pdf>